

令和7年度 第1回尾張旭市防災会議 次第

日時 令和8年2月18日(水)

午後1時30分から

場所 市役所3階 講堂1・2

1 あいさつ

2 議題

- (1) 愛知県立旭野高等学校の避難所の指定について
- (2) 尾張旭市地域防災計画の修正について

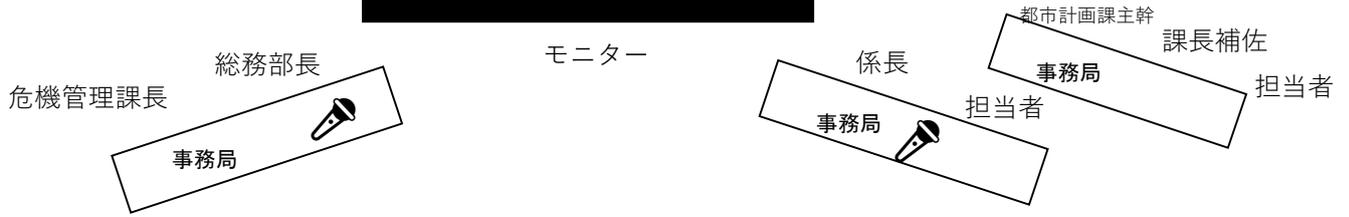
3 その他

- (1) 応急仮設住宅建設予定地の変更について
- (2) 尾張旭市総合体育館におけるペット同室避難所の運用について
- (3) 尾張旭市国土強靱化地域計画の改定について
- (4) 尾張旭市総合防災訓練について

<配布資料>

- ・令和7年度第1回尾張旭市防災会議席次表
- ・尾張旭市防災会議委員名簿
- ・尾張旭市防災会議条例
- ・尾張旭市防災会議運営要綱
- ・資料1 県立旭野高等学校の指定避難所指定について
- ・資料2-1 尾張旭市地域防災計画修正の概要
- ・資料2-2 尾張旭市地域防災計画修正の新旧対照表
- ・資料2-3 新規災害協定等締結状況
- ・資料3-1 応急仮設住宅建設予定地の見直し検討
- ・資料3-2 尾張旭市総合体育館におけるペット同室避難所の運用について
- ・資料3-3 尾張旭市国土強靱化地域計画【概要版】(案)

令和7年度 第1回 尾張旭市防災会議 席次表



			尾張旭市地域活動連絡協議会 会計
愛知県エルピーガス協会 瀬戸旭分会 副会長			尾張旭市学童クラブ連絡会 会長
			瀬戸旭長久手薬剤師会 副会長
東邦ガスネットワーク(株) 瀬戸事業所兼春日井事業所 所長			尾張旭市歯科医師会 会長
中部電力パワーグリッド(株) 旭名東支社 総務グループ長【代理】			瀬戸旭医師会 会長
尾張旭市管工事業協同組合 副理事長			愛知県瀬戸保健所 所長【代理】
尾張旭市土木業協会 会長			尾張旭市自治連合協議会 理事
尾張旭市建築業協会 会長			日本赤十字社 尾張旭市地区奉仕団 委員
上下水道部長			尾張旭市女性消防クラブ 会長
都市整備部長			尾張旭市消防団 団長
愛知県尾張建設事務所 所長			消防長
愛知県尾張県民事務所 所長			教育長

愛知県 守山警察署署長【代理】 会長(市長) 副市長

傍聴席

尾張旭市防災会議委員名簿
尾張旭市国民保護協議会委員名簿

	区分	氏名	団体名	役職
1	会長	柴田 浩	尾張旭市	市長
2	1号委員	渡邊 政志	愛知県守山警察署	署長
3	2号委員	若杉 博之	尾張旭市	副市長
4	2号委員	伊藤 秀記	尾張旭市都市整備部	部長
5	2号委員	出口 哲朗	尾張旭市上下水道部	部長
6	3号委員	三浦 明	尾張旭市教育委員会	教育長
7	4号委員	若杉 直樹	尾張旭市消防本部	消防長
8	4号委員	松原 茂樹	尾張旭市消防団	団長
9	5号委員	金森 俊輔	瀬戸旭医師会	会長
10	5号委員	古峪 秀樹	尾張旭市歯科医師会	会長
11	5号委員	裕原 吉久	瀬戸旭長久手薬剤師会	副会長
12	5号委員	山村 征史	中部電力パワーグリッド株式会社旭名東支社	総務 グループ長
13	5号委員	山田 勝司	東邦ガスネットワーク株式会社 地域計画部東部計画センター春日井事業所	事業所長
14	5号委員	本多 裕治	西日本電信電話株式会社東海支店	設備部長
15	5号委員	稲垣 実	愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会	副会長
16	5号委員	相羽 かよ子	日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団	委員
17	6号委員	伊豆原 浩二	尾張旭市自治連合協議会	理事
18	7号委員	佐治 幹夫	愛知県尾張県民事務所	所長
19	7号委員	西村 薫	愛知県尾張建設事務所	所長
20	7号委員	渡邊 秀人	愛知県瀬戸保健所	所長
21	7号委員	三浦 一成	尾張旭市土木業協会	会長
22	7号委員	菅沼 正壽	尾張旭市建築業協会	会長
23	7号委員	青山 茂	尾張旭市管工事業協同組合	副理事長
24	7号委員	谷山 れい子	尾張旭市女性消防クラブ	会長
25	7号委員	仁城 奈美子	尾張旭市学童クラブ連絡会	会長
26	7号委員	加納 智恵子	尾張旭市地域活動連絡協議会	会計

令和7年9月11日現在

○尾張旭市防災会議条例

昭和38年7月6日

条例第6号

改正 昭和45年11月9日条例第20号

平成10年3月30日条例第16号

平成12年3月29日条例第5号

平成14年2月1日条例第2号

平成24年10月5日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 尾張旭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項の委員の任期は、2年とする。

7 委員は、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年11月9日条例第20号)

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第16号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第5号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月5日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○尾張旭市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市防災会議条例（昭和38年条例第6号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(会議の招集)

第4条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の公開)

第5条 防災会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議の公開を行うことにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(防災会議事務)

第8条 防災会議の事務については、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

県立旭野高等学校の指定避難所指定について

1 経緯・経過

令和6年1月に発生した能登半島地震では、指定避難所となっている小中学校にも甚大な被害が発生したことにより、県立学校における避難所としての施設利用の必要性が高まっている中で、令和6年2月28日付け5災対第907-1号で別添のとおり愛知県防災安全局長より「県立学校における指定避難所の指定について（依頼）」通知を受けました。

このことから、市内の県立学校である県立旭野高等学校（以下、「旭野高校」という。）を新たに「指定避難所」として指定します。

2 現状の相互連携について

旭野高校とは、平成25年3月に「災害時における連携、協力に関する申し合わせ書」（地域防災計画付属資料 P183）を締結しており、災害発生時において一定期間の施設利用及び避難所開設、運営等に係る教職員の業務について市と相互に連携、協力することとしています。

3 指定避難所として指定した場合の運用

現状、締結している申し合わせ書のとおり運用することとし、開設時には市職員及び旭野高校の教職員で協力し開設します。

開設時期については、本市が優先開設する指定避難所（小・中学校）及び二次的に開設する指定避難所（公民館等）で避難者の受け入れが困難となった場合に、開設する指定避難所とします。

※ 開設時期については、災害時の被害状況に応じて市長が開設する必要があると判断した場合には、この限りではありません。

4 避難所として活用できる施設面積等

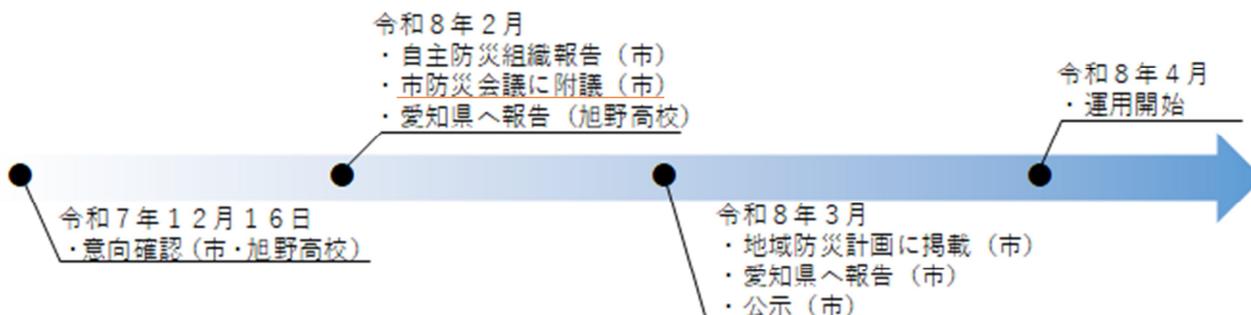
施設名	アリーナ面積 (㎡)	使用可能面積 (㎡) ※1.2	収容人数 ※2		
			2 ㎡/人	3 ㎡/人	3.5 ㎡/人
体育館	1,074	798	399	266	228
武道場	345	287	143	95	82

※1 「使用可能面積」は、アリーナ及び武道場面積のうち、避難所運営において必要となる通路等の面積を差し引いた面積です。

※2 使用可能面積及び収容人数はあくまで目安であり、実際の使用可能面積及び収容人数は増減する場合があります。

5 スケジュール

今後のスケジュールは、以下のとおりです。



写

5 災対第 907-1 号
令和 6 年 2 月 28 日

各市町村防災主管部局長 殿

愛知県防災安全局長
(公印省略)

県立学校における避難所の指定について (依頼)

このことについて、令和 6 年 2 月 26 日付け 5 教総第 893 号及び 5 教財第 1905 号で、愛知県教育委員会事務局長から各県立学校長あてに、別添のとおり依頼をしております。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、指定避難所となっている小中学校にも甚大な被害が発生したことにより、県立学校における避難所としての施設利用の必要性が高まっております。

また、本県においては、今後発生が危惧されている南海トラフ地震に備え、十分な避難所数の確保が重要となります。

こうした中、県立特別支援学校については、今年度から 2025 年度までの 3 年間で体育館に、また、県立高等学校については、2024 年度から 2027 年度までの 4 年間で体育館と武道場に空調設備を整備することとしております。

つきましては、地域の実情に応じ、県立学校における体育館や武道場の災害対策基本法上の指定避難所への指定を積極的に進めていただくとともに、既に指定済みの県立学校においては、日頃から訓練を実施するなどにより、連携協力体制の構築に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 防災部災害対策課支援グループ (宮田)
電 話 052-954-6149 (ダイヤルイン)
無 線 (発信番号) -600-2566
F A X 052-954-6912
メー ル saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

写

5教総第893号
5教財第1905号
令和6年2月26日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校における避難所の指定について(依頼)

県立学校における避難所の指定については、平成7年6月22日付け教育長通知、及び平成29年3月22日付け事務局長依頼に基づき、市町村からの避難所指定に御協力をいただいているところです。

2024年1月1日に発生した能登半島地震においては、市町村が指定した避難所である小中学校にも甚大な被害が発生しており、県立学校については、避難所としての施設利用の必要性がますます高まっております。

こうした中、県立特別支援学校については、今年度から2025年度までの3年間で体育館に、また、県立高等学校については、2024年度から2027年度までの4年間で体育館と武道場に空調設備を整備することとしております。

この空調設備の整備は、熱中症対策に加え、避難所の生活環境の改善にも資するものであり、体育館・武道場が避難所に指定されている場合、国から財源支援を受けることができます。

つきましては、県民の生命を守るという県の役割を鑑み、体育館や武道場について、市町村から避難所指定の依頼があった場合には、積極的に御協力いただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、市町村から依頼があった場合には、様式1により速やかに承諾を行うとともに、様式2により教育委員会に御報告ください。

担当 財務施設課 振興・管財グループ
電話 052-954-6762(ダイヤルイン)

尾張旭市地域防災計画修正の概要

○ 主な修正内容

1 南海トラフ地震の発生確率の修正

南海トラフ全域で、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、高いもので60%～90%程度以上に修正。(修正前は「30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測」)

2 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(1) 生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

(2) トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

(3) 食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

(4) 生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努めること等

(5) 在宅・車中泊避難者への支援

内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、在宅避難者や車中泊避難者等に対する環境整備や必要な支援を講じることについて追記

3 災害対策基本法の一部改正等に伴う修正

(1) 被災者援護協力団体との平時からの連携

災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めること等を追記。

(2) 物資の備蓄状況の公表

必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、その備蓄状況を年1回公表することを追記。

(3) 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携の推進

被災した住民が、市町村の区域または県域を越えて避難する必要がある場合に、被災した市町村と避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うこと等を追記。

(4) 中部管区行政評価局における措置

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関に、中部管区行政評価局が追加されたことを受け、中部管区行政評価局における措置等について追記。

4 林野火災への対応に係る記載の修正

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

SNS等の各種媒体を活用した、火の取扱いや不始末による出火の危険性の周知等、火災予防思想の普及啓発について追記

(2) 林野火災に対する警戒の強化

乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表すること等について追記。

(3) ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進

ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備の推進について追記。

5 附属資料関連

- ・ 前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定を追加。
※ 7件、(資料2-3参照)
- ・ 各種数値の時点更新

※ **資料2-2**は、全ての修正箇所についての新旧対照表。

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
3	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、<u>30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、</u> <u>この地域は、</u> 巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p> <p>市、<u> </u>県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、<u>今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、高いもので60%～90%程度以上とされ、海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられており、</u>この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p> <p>市<u>及び</u>県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。</p> <p><u>さらに、市及び県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p>	地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」一部改訂を踏まえた修正及び防災基本計画を踏まえた修正
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
8	<p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>〔中部地方整備局〕</p> <p>(略)</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧<u> </u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>〔中部地方整備局〕</p> <p>(略)</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) 〔自治会等〕 自治会、自主防災組織、女性消防(防災)クラブは、地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。 (略) 〔グリーンシティケーブルテレビ〕 (略)</p>	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) 〔自治会等〕 自治会、自主防災組織、女性消防_____クラブは、地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。 (略) 〔グリーンシティコム株式会社〕 (略)</p>	<p>語句の整理</p>
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第1節 防災協働社会の形成推進	第1節 防災協働社会の形成推進	
15	<p>(略) 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市内の一定の地区内の住民及び該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</p>	<p>(略) 4 住民及び団体等による地区内の防災活動の推進 市内の一定の地区内の住民及び公共的団体又は民間の団体_____は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>
16	第2節 _____ 自主防災組織 _____ ・ボランティアとの連携	第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	
16	<p>1 市及び県における措置 (追記)</p> <p>(1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等の環境整備</p>	<p>1 市及び県における措置 (1) 消防団の充実強化 市及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。 (2) 自主防災組織の育成強化 イ 自主防災組織等の環境整備</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と <u>これらの組織</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(2) 防災ボランティア活動の支援</u></p> <p><u>ア ボランティアコーディネーターの確保</u></p> <p>市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p><u>イ 防災ボランティア活動の環境整備</u></p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組</p>	<p>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と <u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>ウ 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u></p> <p><u>(ⅰ) 防災リーダーの養成</u></p> <p>市及び県等は、<u>地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ⅱ) 防災リーダーのネットワーク化の推進</u></p> <p>防災リーダーが、<u>各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</u></p> <p>また、<u>防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。</u></p> <p><u>(3) 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u></p> <p><u>ア 防災ボランティア活動の普及・啓発</u></p> <p>市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、<u>普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p> <p><u>イ ボランティアによる防災活動への参加促進</u></p> <p>市及び県は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措</p>	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p><u>織 (NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(3) 連携体制の確保</u> <u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。</u> <u>そのため、県及び市町村は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p><u>置を講ずるものとする。</u> <u>県は、防災ボランティア活動基金を設置し、防災ボランティアの災害時の活動を支援するものとする。</u> <u>ウ 避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保</u> <u>市及び県は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> <u>エ ボランティアコーディネーターの確保</u> <u>市及び県は、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター (以下「コーディネーター」という。) の確保に努めるものとする。</u> <u>このため、市及び県等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</u> <u>なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
16	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
17	<p>る。 <u>(追記)</u></p> <p>(2) 災害ボランティアセンター 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、<u>地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> 特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、<u>地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係団体のネットワーク化の支援 県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防<u>(防災)</u>クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(3) 災害中間支援組織の育成等 _____ 県は、災害発生時における _____ 官民連携体制の強化を図るため、 _____ 県域において活動を行う災害中間支援組織 _____ の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）</p>	<p>る。 <u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(2) 災害ボランティアセンター 市は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、<u>尾張旭市リサイクルひろばクルクル又は市役所南側駐車場屋根付スペースに、災害ボランティアセンターを迅速に設置することとし、資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図るものとする。</u> <u>また、協定に基づき、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会との役割分担等を、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係団体のネットワーク化の支援 県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防 _____ クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(3) 災害中間支援組織の育成等 <u>受援体制の構築・強化</u> 県は、災害発生時における <u>ボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、</u> 県域において活動を行う災害中間支援組織 <u>であるあいち広域ボランティア・NPO支援本部</u> の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）</p>	<p>記載場所の整理</p> <p>語句の整理</p> <p>防災基本計画を踏まえた修正、「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正及び記載場所</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 <u>(略)</u></p>	<p>との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 <u>また、あいち広域ボランティア・NPO支援本部の設置場所や資器材の確保、ボランティアコーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>さらに市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。</u></p> <p><u>また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 連携体制の確保</u></p> <p><u>県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、県域における災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）であるあいち広域ボランティア・NPO支援本部を含めた連携体制の構築を図るものとする。</u></p> <p><u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用</u></p> <p><u>県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>の整理</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略)</p> <p>7 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用 (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
20	<p>2 市、県及び商工会等における措置 (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>2 市、県及び商工会等における措置 (略)</p> <p>3 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、<u>防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2章 都市の防災性の向上	第2章 都市の防災性の向上	
21	<p>■基本方針</p> <p>○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>■基本方針</p> <p>○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 (略)</p> <p>○ <u>内水氾濫等による災害の発生のおそれのある土地の区域において都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
	第3章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第3章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
26	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略)</p> <p>3 市（消防機関）における措置 <u>消防車両、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施す</u></p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略)</p> <p>3 市（消防機関）における措置 <u>多様な災害に対応できるように、消防車両、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施す</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>9 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等 (略)</p> <p>10 非常用水源の確保 (略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保 (略)</p> <p>ウ 井戸の<u>利用</u> (追記)</p> <p><u>(1)</u> 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。</p> <p><u>(2)</u> <u>生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</u></p>	<p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>9 保健医療福祉活動に係る体制整備等</p> <p>(1) 保健医療福祉活動の体制の強化 <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）が円滑に機能するよう、体制の充実・強化に努めるものとする。</u>また、<u>県は、災害時に福祉部連絡要員による保健医療調整本部との円滑な情報共有等を行うため、平時から連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 保健医療・福祉に係る関係者間の連携体制の構築 <u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p>10 道路等の復旧に係る施設・設備等 (略)</p> <p>11 非常用水源の確保 (略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保 (略)</p> <p>ウ 井戸等の<u>代替水源の確保</u></p> <p><u>(1)</u> <u>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、非常用水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2)</u> 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>11 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) <u>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(追記)</p>	<p>12 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) <u>物資の備蓄</u></p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、<u>その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>調達・輸送体制</u></p> <p><u>災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>新物資システム（B-PLo）の活用</u></p> <p>市及び県は、<u>新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>(2) _____ 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p>(3) _____ 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) <u>県は、災害の規模等に鑑み、被災市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</u></p> <p>12 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 (略)</p> <p>13 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定:環境省)に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 _____</p>	<p><u>蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>(4) <u>家庭における備蓄の啓発</u> 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p>(5) <u>訓練の実施等</u> 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>13 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 (略)</p> <p>14 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定:環境省)に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>また、必要に応じて、市災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u></p>	<p></p> <p>防災基本計画を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、 _____市及び県、関係団体の職員を対象として、_____人材育成・訓練を実施する。 <u>(追記)</u></p> <p>14 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や_____民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や_____民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、<u>必要に応じて、県災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めながら、</u>市及び県、関係団体の職員を対象として、<u>定期的に</u>人材育成・訓練を実施する。</p> <p>15 事前復興まちづくり <u>市及び県（都市・交通局）は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</u></p> <p>16 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>17 被災者支援業務の迅速化・効率化 <u>市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p>	
	第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
31	市における措置	市における措置	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
		<p><u>等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
34	<p>市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 本計画における「避難行動要支援者」の範囲は、災害時に援護が必要と想定される在宅の者のうち、特に避難所までの避難に困難が予想される次に掲げる者をいう。 (略) なお、避難行動要支援者対策に関する細目的な部分については、尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱に定めるものとする。 <u>(追記)</u> (略) (6) 災害ケースマネジメント 市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (略)</p>	<p>市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 本計画における「避難行動要支援者」の範囲は、災害時に援護が必要と想定される在宅の者のうち、特に避難所までの避難に困難が予想される次に掲げる者をいう。 (略) なお、避難行動要支援者対策に関する細目的な部分については、尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱に定めるものとする。 <u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> (略) (6) 災害ケースマネジメント 市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p>第3節 帰宅困難者対策</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p>	
37	<p>1 市及び県における措置 (略)</p>	<p>1 市及び県における措置 (略)</p>	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>	<p>定義の明確化</p>
	<p>第5章 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>第5章 広域応援・受援体制の整備</p>	
	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p>	
<p>38</p>	<p>(略)</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための<u>受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>加えて、県は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下の</u>ような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援計画の作成等</u></p> <p><u>市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるもの</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>（追記）</p> <p>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>県は、<u>市の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u></p> <p>_____庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、_____感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>ウ 宿泊場所等の確保</u></p> <p>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 訓練等の実施</u></p> <p>_____市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	
	<p>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</p>	<p>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</p>	
<p>39</p>	<p>1 市及び県における措置 （略）</p> <p>(4) 医療救護活動の広域応援</p> <p>県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入については相互に応援することを定めている。</p> <p>県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」<u>に</u>基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、</u>救急医療活動等の支援体制の</p>	<p>1 市及び県における措置 （略）</p> <p>(4) 医療救護活動の広域応援</p> <p>県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入については相互に応援することを定めている。</p> <p>県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」<u>等</u>に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>以下の対策を通じて、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____救急医療活動等の支援体制の</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	
	<p>第4節 防災活動拠点の確保等</p>	<p>第4節 防災活動拠点の確保等</p>	
40	<p>市及び県における措置 (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	<p>市及び県における措置 (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	表記の整理
	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>	
	<p>第1章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第1章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	
42	<p>(略)</p> <p>2 県の措置 (略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を<u>活用するとともに、</u> <u>調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</u></p> <p>(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告 市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、<u>必要に応じ</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 県の措置 (略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、<u>高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。また、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</u></p> <p>(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告 市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、<u>新総合防災情報シ</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

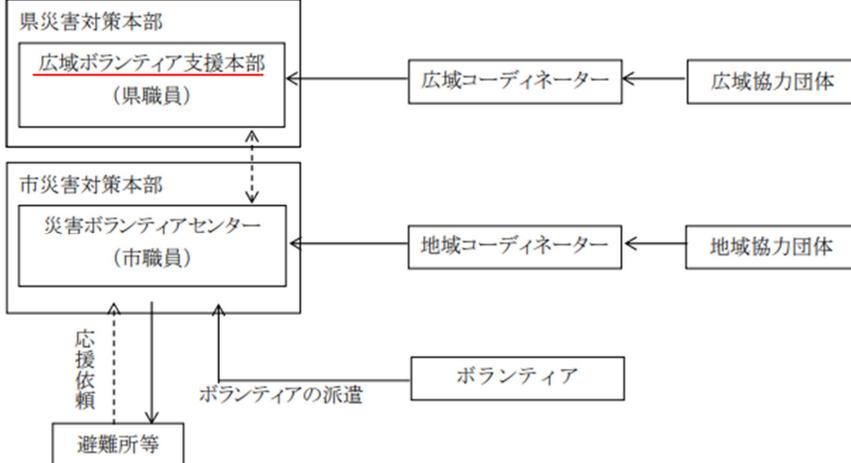
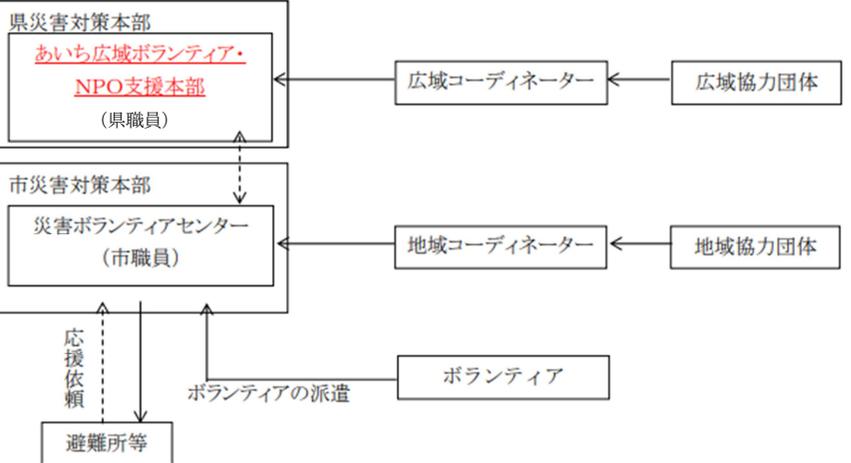
尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p><u>関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</u></p>	<p><u>ステム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</u></p>	
	第2章 応援協力・派遣要請	第2章 応援協力・派遣要請	
	第1節 応援協力	第1節 応援協力	
50	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） (略) <u>(追記)</u></p> <p><u>(2) 県職員の受入体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(3) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</u> (略)</p> <p><u>(4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u> (略)</p> <p>3 中部地方整備局における措置</p> <p><u>中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。</u></p> <p><u>(1) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限</u></p> <p><u>(2) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） (略)</p> <p><u>(2) 知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）</u></p> <p><u>市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県職員の受入体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(4) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</u> (略)</p> <p><u>(5) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u> (略)</p> <p>3 指定地方行政機関における措置</p> <p><u>(1) 知事からの求めに基づく応援等（災害対策基本法第74条の4第1項）</u></p> <p><u>知事から、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 知事からの要求を待たない応援（災害対策基本法第74条の4第2項）</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p><u>(3) 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p><u>(3) 市からの通知に基づく応急措置の実施（災害対策基本法第68条の2）</u></p> <p><u>1(2)の場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	
57	<p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の<u>広域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p>(1) 県と「<u>ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定</u>」を締結してる団体</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他のボランティア団体等</p> <p>(略)</p>	<p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p>(1) 県と「<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部に関する協定書</u>」を締結してる団体</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他のボランティア団体等</p> <p>(略)</p>	<p>「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	 <p>5 県における措置</p> <p>(1) 県は、市ボランティアセンターを支援するため、<u>広域ボランティア支援本部</u>を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>広域ボランティア支援本部</u>に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p> <p>(3) <u>広域ボランティア支援本部</u>においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。</p> <p>(略)</p>	 <p>5 県における措置</p> <p>(1) 県は、市ボランティアセンターを支援するため、<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p> <p>(3) <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。</p> <p>(略)</p>	
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
59	<p>(略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p><u>物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p><u>物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理</p>
	第4章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第4章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
64	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>透析リエゾン</u>、<u>医師会</u>、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、他市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、<u>透析リエゾン</u>、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、他市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正及び医療法の改正に伴う修正</p>
	第1節 医療救護	第1節 医療救護	
64	<p>(略)</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</p> <p>ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</p> <p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>透析リエゾン</u>や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>オ 被災地における医療提供体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政</p>	<p>(略)</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</p> <p>ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</p> <p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、<u>透析リエゾン</u>、<u>災害看護コーディネーター</u>や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>オ 被災地における医療提供体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正及び医療法の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。</u></p> <p>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救護班の派遣要請等</p> <p>イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</p> <p>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、<u>県看護協会</u>、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</p> <p>県は、必要があると認めるときは、国等に対し、JDAT（日本災害支援歯科チーム）の派遣要請を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(6) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>8 医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派</p>	<p>法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAIT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。</u></p> <p>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救護班の派遣要請等</p> <p>イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</p> <p>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、<u>県柔道整復師会</u>、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</p> <p>県は、必要があると認めるときは、国等に対し、JDAT（日本災害支援歯科チーム）の派遣要請を行う。</p> <p><u>(6) 災害支援ナースの派遣要請等</u></p> <p><u>県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。</u></p> <p><u>(7) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 船舶を活用した医療活動の要請</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派</p>	<p></p> <p>医療法の改正に伴う修正</p> <p>医療法の改正に伴う修正</p> <p>医療法の改正に伴う修正</p> <p>医療法の改正に伴う修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____を_____を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と<u>生活環境、プライバシーへの配慮</u></p> <p>_____</p> <p>男女共同参画の視点から、避難者のニーズを早急に把握し、<u>避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u></p> <p>_____</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と<u>避難生活における良好な生活環境の確保</u></p> <p>男女共同参画の視点から、避難者のニーズを早急に把握<u>する</u>とともに内閣府が作成した「<u>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」を踏まえ、次の事項に留意し、<u>良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</u></p> <p>⑦ <u>生活空間の確保</u></p> <p><u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。</u></p> <p>⑧ <u>食事の提供</u></p> <p><u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努めること。</u></p> <p><u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p> <p>⑨ <u>トイレ及び入浴設備の設置</u></p> <p><u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>オ 避難所運営における女性_____の参画等 男女共同参画の視点から、避難所の運営における女性_____の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保_____など、女性や子育て家庭_____のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供 (略)</p> <p><u>ク 物資の配給等避難者への生活支援</u> <u>給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「尾張旭市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ク</u> 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u> <u>_____</u> <u>_____</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>オ 避難所運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画等 男女共同参画の視点から、避難所の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ク</u> 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>ク</u> <u>在宅避難者等の支援拠点</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画収支を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p><u>シ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>ス</u> 感染症対策 (略)</p> <p>3 広域一時滞在に係る協議等</p> <p>(1) 市における措置</p> <p>市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>カ</u> 食料の確保、配食等の状況</p> <p><u>キ</u> し尿及びごみの処理状況</p> <p><u>ク</u> 避難者の健康状態</p> <p><u>ケ</u> 指定避難所の衛生状態</p> <p><u>セ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>ソ</u> 感染症対策 (略)</p> <p>3 広域一時滞在に係る協議等</p> <p>(1) 市における措置</p> <p>市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p><u>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。</u></p> <p><u>また、県内避難先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
82	<p>(略)</p> <p>2 県における措置 (略)</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援</p> <p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム <u>(DCAT)</u> を編成し、派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関</p>	<p>(略)</p> <p>2 県における措置 (略)</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援</p> <p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> や <u>災害支援ナース</u> を編成し、派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理及び防災基本計画修</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している <u>避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。</u>	となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している <u>ため</u> 、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。	正を踏まえた修正
	第7章 水・食品・生活必需品等の供給	第7章 水・食品・生活必需品等の供給	
84	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。<u>（追記）</u></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。<u>○ 関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PL0）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第1節 給水	第1節 給水	
84	<p>1 市における措置 （略） （2）断水が生じた場合の措置 断水が生じた場合、<u>目標水量を目安にし、必要な措置を講じる</u>。</p> <p>（略）</p> <p>3 応急給水 （略） （5）給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」又は給水車等で輸送する「<u>搬送給水</u>」とするが、内容等により臨機に対応する。</p> <p>4 応援体制 （略）</p>	<p>1 市における措置 （略） （2）断水が生じた場合の措置 断水が生じた場合、<u>速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>3 応急給水 （略） （5）給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」又は給水車等で輸送する「<u>運搬給水</u>」とするが、内容等により臨機に対応する。</p> <p>4 応援体制 （略）</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>語句の修正</p> <p>表現の整理</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
97	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
	第7節 ライフライン施設の応急復旧	第7節 ライフライン施設の応急復旧	
98	<p>市、県及びライフライン事業者等における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>市、県及びライフライン事業者等における措置及び空路の活用</p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開<u>及び空路の活用</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	第11章 住宅対策	第11章 住宅対策	
99	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	_____、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	<u>張等を含む</u> ）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	正
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
102	2 県における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理_____	2 県における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシート</u> の展張等)	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
109	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>(追記)</u> (略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u>	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> (略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>(削除)</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	第3節 暴力団等への対策	第3節 暴力団等への対策	
111	1 県警察における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除	1 県警察における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため</u> 、暴力団等の動向把握を徹底する。 (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除	防災基本計画修正を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>暴力団等による_____不法行為の_____取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による_____復旧・復興事業への参入・介入_____を防止するための取組を推進する<u>など、暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p><u>(3) 暴力団排除に関する広報活動等</u></p> <p>暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する_____広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する<u>情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</u></p>	<p>暴力団等による被災地における不法行為の<u>徹底した</u>取締りと_____関係_____機関、_____業界団体等が_____連携_____し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に_____参入・介入<u>すること</u>を防止するための取組を推進する_____。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
	<p>第3章 災害廃棄物 処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物等処理対策</p>	
112	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災状況に即した災害廃棄物_____の処理を迅速に実施する。 災害廃棄物_____処理対策</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災状況に即した災害廃棄物<u>等</u>の処理を迅速に実施する。 災害廃棄物<u>等</u>処理対策</p>	表記の整理
	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p>	
	<p>第1節 罹災証明書の交付等</p>	<p>第1節 罹災証明書の交付等</p>	
114	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	表記の整理
	<p>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</p>	<p>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</p>	
115	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 義援金の受付、支給</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 義援金の受付、支給</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</p> <p><u>(5) 特別行政相談活動の連絡・調整等</u></p>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>2 県における措置 (略)</p> <p>(5) 災害見舞金の支給 災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>市は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動(被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設)を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u></p> <p>2 県における措置 (略)</p> <p>(5) 災害見舞金の支給 災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p><u>(6) 特別行政相談活動の連絡・調整等</u> <u>県は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動(被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設)を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 中部管区行政評価局における措置 <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に</u> <u>対応する次の特別行政相談活動を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u> <u>特別行政相談活動を実施する際は、県及び市町村に対して調整等協力を依頼する。</u></p>	<p>指定地方行政機関への指定を踏まえた修正</p> <p>指定地方行政機関への指定を踏まえた修正</p>
	<p>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</p>	<p>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</p>	
	<p>第1節 商工業の再建支援</p>	<p>第1節 商工業の再建支援</p>	
121	<p>(略)</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 _____ 県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する</p>	<p>(略)</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口における相談対応 県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する</p>	<p>表記の整理</p>

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>る情報をとりまとめ、市、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。</p> <p>また、<u>商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。</u></p>	<p>る情報をとりまとめ、市、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。</p> <p>また、<u>県機関・県内の商工会議所・商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。</u></p>	

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 土砂災害等予防対策	第2章 土砂災害等予防対策	
130	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成等の規制誘導	
130	<p>市及び県における措置</p> <p>(1) <u>宅地造成工事規制区域</u></p> <p><u>県及び市町村は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>市及び県における措置</p> <p>(1) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u></p> <p><u>県は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。本市においては、市内全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定されているため、「特定盛土等規制区域」として指定された区域はない。</u></p> <p><u>県は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 既存盛土等調査</u></p> <p><u>県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。</u></p>	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制を開始したことによる修正
	第3章 建築物等の安全化	第3章 建築物等の安全化	
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策	
131	<p>(略)</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u></p> <p><u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)	<u>排水設備の補修等を推進する。</u> (3) <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u> (4) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
134	5 上水道 (略) (4) 洪水汚染の防止措置 (略) <u>(追記)</u>	5 上水道 (略) (4) 洪水汚染の防止措置 (略) (5) <u>施設の防災性の向上</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> (6) <u>防災非常時の協力体制の確立</u> <u>水道事業者（市）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u>	防災基本計画を踏まえた修正
134	6 下水道 (略) (4) 協定の締結 (略) <u>(追記)</u>	6 下水道 (略) (4) 協定の締結 (略) (5) <u>防災体制の強化</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u>	防災基本計画を踏まえた修正
	第3節 文化財保護対策	第3節 文化財保護対策	
134	(略)	(略)	語句の整理

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>2 平常時からの対策</p> <p><u>(1) 文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。</u> <u>なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。</u> <u>ア 所有者名・所在地・連絡先</u> <u>イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）</u> <u>ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）</u> <u>エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図</u></p> <p><u>(2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模災害時に備える。</u> (略)</p> <p><u>(5) 所有者（管理者）に対し文化財に関する定期的な点検の実施を指導する。</u> (略)</p>	<p>2 平常時からの対策</p> <p><u>(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。</u> <u>なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。</u> <u>ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所</u> <u>イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）</u> <u>ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）</u> <u>エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真</u></p> <p><u>(2) 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。</u> (略)</p> <p><u>(5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上報告を受ける。</u> (略)</p>	
	<p>第4章 避難行動の促進対策</p>	<p>第4章 避難行動の促進対策</p>	
	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	
<p>139</p>	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置 市及び県は、 _____ _____住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p>	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置 市及び県は、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識を持ち、<u>自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。</u>また、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p>
	<p>第5章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第5章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
<p>141</p>	<p>■ 基本方針</p>	<p>■ 基本方針</p>	<p>防災基本計画</p>

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める_____。</p>	<p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	修正を踏まえた修正
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
141	<p>1 市等における措置</p> <p>市等は、県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体_____及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 図上訓練等</p> <p>市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 市等における措置</p> <p>市等は、県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体、<u>自主防災組織</u>及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 図上訓練等</p> <p>市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 各種防災関連システムの操作研修</u></p> <p><u>県は、愛知県防災情報システムのほか、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-P L o）等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 非常配備体制	第1章 非常配備体制	
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
150	<p>1 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市への委任</p>	<p>1 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市への委任</p>	災害救助法の改正を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>食品の供給</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出 (追記)</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> 市立学校児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td> 県立学校、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		食品の供給	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出 (追記)	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）	学用品の給与			市立学校児童生徒分	市（県が委任）		県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬	市（県が委任）		死体の捜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>食品の供給</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの提供</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>災害派遣福祉チーム（DWT）の派遣等</td> <td colspan="2">県（福祉局）</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> 市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td> 県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		食品の供給	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		福祉サービスの提供			災害派遣福祉チーム（DWT）の派遣等	県（福祉局）		上記以外	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬	市（県が委任）		死体の捜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		
救助の種類	実施者																																																																																																									
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																								
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																																									
応急仮設住宅の設置	県（建築局）																																																																																																									
食品の供給	市（県が委任）																																																																																																									
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																																									
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																																									
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																								
被災者の救出 (追記)	市（県が委任）																																																																																																									
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）																																																																																																								
学用品の給与																																																																																																										
市立学校児童生徒分	市（県が委任）																																																																																																									
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																									
埋葬	市（県が委任）																																																																																																									
死体の捜索及び処理	市（県が委任）																																																																																																									
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																																																																																									
救助の種類	実施者																																																																																																									
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																								
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																																									
応急仮設住宅の設置	県（建築局）																																																																																																									
食品の供給	市（県が委任）																																																																																																									
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																																									
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																																									
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																								
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																																									
福祉サービスの提供																																																																																																										
災害派遣福祉チーム（DWT）の派遣等	県（福祉局）																																																																																																									
上記以外	市（県が委任）																																																																																																									
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）																																																																																																								
学用品の給与																																																																																																										
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																																									
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																									
埋葬	市（県が委任）																																																																																																									
死体の捜索及び処理	市（県が委任）																																																																																																									
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																																																																																									
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																																																																																								
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達																																																																																																								
152	<p>(略)</p> <p>1 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>12 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>	<p>(略)</p> <p>1 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>12 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>	<p>表記の整理</p> <p>伝達系統図の更新</p>																																																																																																							

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
167	<p>第10章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p>	<p>第10章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 建築物等の安全化	第1章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
172	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p><u>一般</u>建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化及び地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。</p> <p>これら、<u>一般</u>建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法、耐震補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発するとともに、建築相談の体制整備、既設コンクリートブロック塀等の点検・補強指導の強化、旧基準により建てられた民間木造住宅の耐震性能診断等について、促進に努めるものとする。</p> <p>また、耐震改修等については、市の実施する<u>耐震改修費・除去費補助事業</u>の活用を呼び掛け、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p><u>住宅・建築物</u>に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、<u>住宅・建築物</u>の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策も推進する。</p>	<p>4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</p> <p><u>建築物</u>については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化及び地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。</p> <p>これら、<u>建築物</u>の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法、耐震補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発するとともに、建築相談の体制整備、既設コンクリートブロック塀等の点検・補強指導の強化、旧基準により建てられた民間木造住宅の耐震性能診断等について、促進に努めるものとする。</p> <p>また、耐震改修等については、市の実施する<u>耐震改修費補助事業</u>の活用を呼び掛け、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p><u>民間住宅・建築物</u>に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、<u>民間住宅・建築物</u>の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策も推進する。</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>補助制度の拡充に伴う修正</p>
	第3節 ライフライン関係施設対策	第3節 ライフライン関係施設対策	
177	<p>(略)</p> <p>4 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。(略) さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。(略) さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておく</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>(略)</p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立 水道事業者(市長)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けたときは、これらに積極的に協力する。(略)</p> <p>また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>5 下水道</p> <p>(略)</p> <p>(5) 復旧体制の確立</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(資料)</p> <p>(略)</p> <p>・ 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール…資料 2-10</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>ど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立 水道事業者(市)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けたときは、これらに積極的に協力する。(略)</p> <p>また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。</p> <p><u>さらに、水道事業者(市)は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 下水道</p> <p>(略)</p> <p>(5) 復旧体制の確立</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 防災体制の強化</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p><u>さらに、下水道管理者(市)は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p> <p>(資料)</p> <p>(略)</p> <p>・ 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール…資料 2-10</p> <p>・ <u>災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定…資料 2-11</u></p> <p>・ <u>災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書</u></p>	<p></p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>6 通信施設 (1) 電気通信 <u>(追記)</u></p>	<p>…資料2-37 ・ <u>災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書</u> …資料2-38 ・ <u>災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書</u> …資料2-39 ・ <u>災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書</u> …資料2-40 ・ <u>災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協力要請協定書…資料2-41</u></p> <p>6 通信施設 (1) 電気通信 <u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p>	
	<p>第2章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	<p>第2章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	
	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p>	<p>第3節 宅地造成等の規制誘導</p>	
<p>186</p>	<p>市及び県における措置 (1) <u>宅地造成工事規制区域</u> <u>市及び県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p>	<p>市及び県における措置 (1) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u> <u>県は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。本市においては、市内全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定されているため、「特定盛土等規制区域」として指定された区域はない。</u> <u>県は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工</u></p>	<p>令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>_____</p> <p>(2) 造成宅地防災区域 (略)</p> <p>(3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略)</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化 (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p>(2) 造成宅地防災区域 (略)</p> <p>(3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略)</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化 (略)</p> <p><u>(5) 既存盛土等調査</u> <u>県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u> <u>また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。</u></p>	
	第3章 避難行動の促進対策	第3章 避難行動の促進対策	
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
193	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置 市及び県は、_____</p> <p>_____住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p> <p><u>また</u>、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置 市及び県は、<u>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。</u>また、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p> <p><u>さらに</u>、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
	第4章 火災予防・危険性物質の防災対策	第4章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第1節 火災予防対策に関する指導	第1節 火災予防対策に関する指導	
194	<p>1 市における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市は、消防団、<u>婦人(女性)</u>消防クラブ、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の</p>	<p>1 市における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市は、消防団、<u>女性</u>消防クラブ、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の</p>	語句の整理

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。	水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。	
	第2節 消防力の整備強化	第2節 消防力の整備強化	
195	1 市における措置 (略) (1) 消防力の整備強化 市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、 <u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u>	1 市における措置 (略) (1) 消防力の整備強化 市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、 <u>市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u>	防災基本計画収支を踏まえた修正
	第5章 防災訓練及び防災意識の向上	第5章 防災訓練及び防災意識の向上	
197	■ 基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>こととする。</u> また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。	■ 基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。	気象庁が使用する用語に統一
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
197	1 市及び県等における措置 (1) 総合防災訓練 市は、防災関係機関並びにできる限り多くの民間企業、ボランティア団体 <u>及び要配慮者を含めた住民等の協力、</u> 連携のもとに南海トラフ巨大地震などの大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 (略) (7) 図上訓練等	1 市及び県等における措置 (1) 総合防災訓練 市は、防災関係機関並びにできる限り多くの民間企業、ボランティア団体、 <u>自主防災組織</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに南海トラフ巨大地震などの大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 (略) (7) 図上訓練等	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。</p> <p><u>(8) 各種防災関連システムの操作研修</u> <u>県は、愛知県防災情報システムのほか、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-P L o）等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p>	
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	
199	<p>市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>シ 応急手当方法の紹介、<u>平素から市民が実施すべき</u> <u>水、食料その他生活必需品の</u> <u>備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の</u> <u>対策の内容</u></p> <p>(略)</p> <p><u>タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する</u> <u>知識</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震に関連する情報の</u> <u>内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された</u></p>	<p>市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～<u>チ</u>について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>シ 応急手当方法の紹介、<u>市民自らが実施し得る、最低でも3日</u> <u>間分、可能な限り1週間分程度の</u>水、食料その他生活必需品の <u>備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の</u> <u>対策の内容</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>タ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報</u> <u>（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の</u> <u>内容及び</u><u>これに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報</u></p>	<p>南海トラフ地震 防災対策推進基 本計画を踏まえ た修正</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>_____ 場合及び _____ 地震が発生した場合における出火防止 _____、近隣の人々と協力して行う <u>避難・救助活動</u>、_____ 初期消火及び自動車<u>運行</u> 自粛等 _____ 防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、 _____ 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控える <u>よう</u> _____ 周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の _____ 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p><u>(巨大地震警戒)</u>、<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u> 等 <u>が出された</u> 場合及び <u>南海トラフ</u> 地震が発生した場合の _____ 出火防止 <u>対策</u>、近隣の人々と協力して行う <u>救助活動・避難行動</u>、初期消火及び自動車 <u>運転</u> の自粛等、_____ 防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、<u>過去に災害発生した年からの節目(周年)等の機会を捉えるとともに</u>、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控える <u>こと、及び災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段</u> の周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画収支を踏まえた修正</p>
	<p>第3節 防災のための教育</p>	<p>第3節 防災のための教育</p>	
202	<p>2 市における措置 職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p>	<p>2 市における措置 職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>(略)</p> <p><u>(6) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</u></p> <p><u>(7) 南海トラフ地震に関連する情報の</u> _____内容・ <u>性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された</u> _____場合及び_____地震が発生した場合に_____とるべき 行動に関する知識</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(6) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及び</u> _____これに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>(7) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に</u> _____とるべき行動に関する知識</p>	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 非常配備体制	第1章 非常配備体制	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
204	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 組織及び活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(3) 市災害対策本部の設置又は解散</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(7) 国の現地災害対策本部との調整</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 組織及び活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 職員の健康管理</u></p> <p><u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市災害対策本部の設置又は解散</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 職員の健康管理</u></p> <p><u>県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>(8) 国の現地災害対策本部との調整</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	(4) <u>具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。</u>		
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
230	<p>(略)</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p> <p>6 警備対策</p> <p>(略)</p> <p>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) 水道</p> <p>水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>市は、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月内閣府改訂）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p> <p>6 県警察の活動</p> <p>(略)</p> <p>7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) 上下水道</p> <p>水道事業者及び下水道管理者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な措置を講ずる体制を確保するものとする。</p>	<p>地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正及び表記の整理</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧 (令和6年度改訂)	新 (令和7年度改訂)	備考
	<p>(略)</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ 日頃からの地震への備えを<u>再確認する</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ 日頃からの地震への備えの<u>再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>4 市及び県が管理等を行う施設・設備等に関する対策 <u>市及び県は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</u></p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p>
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
248	<p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急<u>通行</u>車両確認申出書」を県又は県公安委員会<u> </u>の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>申出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急<u>輸送</u>車両確認申出書」を県又は県公安委員会<u>(県警察)</u>の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>
	第12節 緊急輸送	第12節 緊急輸送	
255	<p>(略)</p> <p>7 緊急輸送車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会<u>(県警察本部)</u>へ緊急輸送車両の確認<u>届出</u>を行うこととする。</p>	<p>(略)</p> <p>7 緊急輸送車両の<u> </u>確認</p> <p>(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会<u>(県警察)</u>へ緊急輸送車両の確認<u>申出</u>を行うこととする。</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	第2編 原子力災害	第2編 原子力災害	
	第3章 活動態勢	第3章 活動態勢	
265	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>ウイルス</u>の感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ _____感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと_____感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
	第3編 大規模事故	第3編 大規模事故	
	第1章 事故・火災等予防対策	第1章 事故・火災等予防対策	
	第5節 林野火災対策	第5節 林野火災対策	
281	<p>1 市 _____ <u>及び県</u> _____ における措置</p> <p>(1) 林野火災予防思想の普及、啓発</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、<u>林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、</u></p> <p>_____立看板、広報_____、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。</p> <p>(2) 林野パトロール等</p> <p>_____林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 市 <u>(消防機関を含む)、県及び中部森林管理局</u>における措置</p> <p>(1) 林野火災予防思想の普及、啓発</p> <p><u>ア 市、県及び中部森林管理局は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会にSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u></p> <p><u>イ 市、県及び中部森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、広報資料、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。</u></p> <p>(2) 林野パトロール等</p> <p><u>市、県及び中部森林管理局は、林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</u></p> <p>(3) <u>林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p><u>市及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組みとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>(3) 森林経営計画等による予防施設の整備 <u>森林経営計画等を樹立するに当たっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。</u></p> <p>(4) 林道網の整備 <u>林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。</u></p> <p>(5) 防火用水の整備 <u>各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。<u>(追加)</u></u></p> <p>(6) 予防機材等の整備 <u>林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u> <u>市及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、周知するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>林野所有者（管理者）に対する指導</u> <u>市及び県は、林野所有者（管理者）に対し、防火線の設置、防火性のある樹種の植栽等による森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。</u></p> <p>(5) 森林経営計画等による予防施設の整備 <u>市、県及び中部森林管理局は、森林経営計画等を樹立するに当たっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。</u></p> <p>(6) 林道網の整備 <u>市、県及び中部森林管理局は、林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。</u></p> <p>(7) 防火用水の整備 <u>市、県及び中部森林管理局は、各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。また、市は、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設を配備し、県は、これらの施設の配備を促進する。</u></p> <p>(8) 予防機材等の整備 <u>市、県及び中部森林管理局は、林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。</u></p> <p>(9) <u>林野火災を想定した消防計画等の策定・必要な資機材の整備</u> <u>市は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防犯図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。</u> <u>また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然</u></p>	

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>(7) <u>林野所有（管理）者に対する指導</u> <u>林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法及び尾張旭市火入れに関する条例に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にと</u></p>	<p><u>水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、可搬式消火機材等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u> <u>さらに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</u></p> <p>(10) <u>迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u> <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</u></p> <p>(11) <u>ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進</u> <u>市及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。</u></p> <p>(12) <u>消防団の訓練及び資機材等の充実</u> <u>市は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u></p> <p>(13) <u>訓練の実施</u> <u>市は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<u>り、安全を期するよう指導する。</u>		
	第9章 林野火災対策	第9章 林野火災対策	
302	<p>林野火災対策</p> <p>1 市 _____ における措置</p> <p>(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 _____</p> <p>発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 避難情報</p> <p>地域住民等の避難の指示等については、風水害災害対策計画第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第2節 避難情報の定めにより実施する。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令(略)</p> <p><u>(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動</u> <u>(追加)</u></p> <p>_____ 直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。 <u>(追加)</u></p>	<p>林野火災対策</p> <p>1 市 <u>(消防機関を含む)</u> における措置</p> <p>(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 <u>及び林野火災対応の指揮体制の確立</u></p> <p>発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。<u>また、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</u></p> <p>(2) 避難情報</p> <p>地域住民等の避難の指示等については、風水害災害対策計画第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第2節 避難情報定めにより実施する。<u>なお、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令(略)</p> <p><u>(4) 消火活動等</u></p> <p><u>次の点に留意し、消火活動を行う。</u></p> <p><u>ア 火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p><u>イ 直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消火活動を実施する。</u></p> <p><u>ウ 滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u></p> <p><u>エ 無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u></p> <p><u>オ 速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等を活用する。</u></p> <p><u>カ 急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報を共有する。</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和6年度改訂）	新（令和7年度改訂）	備考
	<p>(略)</p> <p>(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。<u>また、市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。 <u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。<u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>6 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。</p> <p><u>(3) 応援部隊（市以外の消防機関）による消火活動</u></p> <p><u>ア 水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。</u></p> <p><u>イ 人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。</u></p> <p><u>ウ 地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>エ 「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく応援を行うこととなった場合には、県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、市の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。</u></p>	

新規災害協定等締結状況

分類	協定等名	締結先	締結日	内容
その他	災害時における被災者相談業務に関する協定	・愛知県司法書士会 ・愛知県行政書士会 ・愛知県社会保険労務士会	令和6年3月28日	災害時における被災者からの相談について、専門的な知識を有している相談員に相談できる体制を構築し、市民の不安解消と生活再建を図るもの。
物資提供	災害時等におけるフォークリフトの貸出し等に関する協定	トヨタL&F中部株式会社	令和7年8月7日	災害時において、物資の効率的な荷役作業を行うため、フォークリフトの提供を受けるもの
行政機関 (複数)	災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定 (再締結)	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部	令和7年9月19日	上下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した上下水道施設の早期復旧技術支援協力について定めるもの(上水道の追加)
物資提供	災害時における資機材の賃貸借に関する協定	株式会社レント 名古屋東営業所	令和7年10月2日	災害時において、円滑な災害対応、災害復旧及び市民生活支援に資するため、資機材の提供を受けるもの
応急復旧	災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定	中部精機株式会社	令和7年10月14日	災害時において、無人航空機(ドローン)の所有及び操作できる団体の協力を得て、被災状況の確認等、情報収集するためのもの
その他	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定 (再締結)	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会	令和8年2月10日	近年の大災害時のボランティア経験を踏まえて、災害時等におけるボランティア受入れ活動等に関して定めるもの

災害時における被災者相談業務に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の再建を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続き）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及びその期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の再建に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、甲主催の相談業務の広報及び会場の確保の業務を行うものとする。

2 乙は、被災者相談業務の実施に当たり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められる

ときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他費用の負担は、乙の負担とする。ただし、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合にあつて、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙の協議が整った場合は、1年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 愛知県名古屋市熱田区新尾頭1-12-3
愛知県司法書士会

会長 細井久史

災害時における被災者相談業務に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の再建を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続き）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及びその期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の再建に資する法制度等の情報の提供及び行政書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、甲主催の相談業務の広報及び会場の確保の業務を行うものとする。

2 乙は、被災者相談業務の実施に当たり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められる

ときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他費用の負担は、乙の負担とする。ただし、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合にあつて、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙の協議が整った場合は、1年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 愛知県名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会

会長 竹田 勲

災害時における被災者相談業務に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する社会保険労務士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の再建を図ることを目的とする。

（要請）

- 第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
- 3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続き）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及びその期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の再建に資する法制度等の情報の提供及び社会保険労務士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

- 第5条 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、甲主催の相談業務の広報及び会場の確保の業務を行うものとする。
- 2 乙は、被災者相談業務の実施に当たり、以下の事項についての業務を行うものとする。
- (1) 相談員の派遣
 - (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められる

ときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他費用の負担は、乙の負担とする。ただし、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合にあつて、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙の協議が整った場合は、1年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号
愛知県社会保険労務士会

会長 杉田 貴信

災害時等におけるフォークリフトの貸出し等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）とトヨタL&F中部株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）におけるフォークリフトの貸出し等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が行う物資の輸送及び保管に対する乙の支援として、フォークリフトの貸出し等の協力を要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に物資の効率的な荷役作業を行うため必要と認めるときは、乙に対し、フォークリフトの貸出し等を要請するものとする。この場合において、フォークリフトの貸出し台数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（要請の内容）

第3条 前条に規定する要請の内容は、フォークリフトの貸出し及び運搬とする。

2 その他災害時等において必要な協力要請は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対し、第2条の要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（フォークリフトの運搬及び引渡し）

第5条 乙は、甲が指定する引渡場所までのフォークリフトの運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲の指定する職員等が運搬するものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員等を派遣し、フォークリフトを確認の上、引渡しを受けるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、フォークリフトの貸出し等を完了したときは、文書により甲に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担及び請求等）

第7条 乙がフォークリフトの貸出し等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前におけるフォークリフトの貸出し等に係る適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（損害賠償等）

第8条 甲に貸出したフォークリフトが破損した場合は、甲がその損害を賠償する。

2 甲に貸出したフォークリフトが第三者に損害を及ぼしたときは、甲の負担において賠償するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生が乙の故意又は重大な過失により乙の責めに帰すべき理由による場合においては、乙の負担とする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時等に備えるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月7日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 名古屋市昭和区高辻町6-8

トヨタL&F中部株式会社

代表者 代表取締役社長 長谷 武

災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町等（乙1から乙57まで）（以下、乙1から乙57までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する上下水道施設（工業用水道施設を含む。以下「上下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した上下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を經由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を經由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を經由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を經由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者を取りまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を經由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛知県建設局上下水道課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。

(3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和8年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

(旧協定書の廃止)

第13条 令和5年11月1日に甲、乙及び丙との間で締結した災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和7年9月19日

- 甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章 印
- 乙1 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県公営企業管理者
企業庁長 権田 裕徳
- 乙2 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長 朽名 栄治
- 乙3 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
中田 利隆
- 乙4 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市水道事業等管理者
多和田 雅也
- 乙5 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市水道事業
瀬戸市長 川本 雅之
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 川本 雅之
- 乙6 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市水道事業
半田市長 久世 孝宏
半田市下水道事業
半田市長 久世 孝宏
- 乙7 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市水道事業及び公共下水道事業
春日井市長 石黒 直樹
- 乙8 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市水道事業及び下水道事業
豊川市長 竹本 幸夫
- 乙9 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市上下水道事業
津島市長 日比 一昭

- 乙10 愛知県碧南市松本町28番地
碧南市水道事業管理者
碧南市長 小池 友妃子
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 小池 友妃子
- 乙11 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
刈谷市水道事業
刈谷市長 稲垣 武
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長 稲垣 武
- 乙12 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙13 愛知県安城市桜町18番23号
安城市水道事業及び安城市下水道事業
安城市長 三星 元人
- 乙14 愛知県西尾市寄住町下田22番地
西尾市長 中村 健
- 乙15 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙16 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市水道事業
犬山市長 原 欣伸
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 原 欣伸
- 乙17 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市水道事業及び常滑市下水道事業
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙18 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
江南市水道事業
江南市長 澤田 和延
江南市下水道事業
江南市長 澤田 和延

- 乙19 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市水道事業
小牧市長 山下 史守朗
小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗
- 乙20 愛知県稲沢市石橋六丁目82番地
稲沢市水道事業
稲沢市長 加藤 錠司郎
愛知県稲沢市稲府町1番地
稲沢市下水道事業
稲沢市長 加藤 錠司郎
- 乙21 愛知県新城市字東入船115番地
新城市水道事業
新城市長 下江 洋行
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行
- 乙22 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市水道事業及び東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重
- 乙23 愛知県大府市中央町五丁目70番地
大府市水道事業
大府市長 岡村 秀人
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙24 愛知県知多市緑町1番地
知多市水道事業
知多市長 宮島 壽男
知多市下水道事業
知多市長 宮島 壽男
- 乙25 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市水道事業
知立市長 石川 智子
知立市公共下水道管理者
知立市長 石川 智子
- 乙26 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市水道事業
尾張旭市長 柴田 浩
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩

- 乙27 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
高浜市水道事業
高浜市長 杉浦 康憲
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 杉浦 康憲
- 乙28 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市長 久保田 桂朗
- 乙29 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典
- 乙30 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙31 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良
- 乙32 愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市水道事業
愛西市長 日永 貴章
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙33 愛知県清須市須ヶ口1238番地
清須市水道事業
清須市長 永田 純夫
清須市下水道事業
清須市長 永田 純夫
- 乙34 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙35 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙36 愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙37 愛知県あま市木田戌亥34番地

あま市水道事業

あま市長 村上 浩司

愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地

あま市公共下水道管理者

あま市長 村上 浩司

乙 3 8 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市公共下水道管理者

長久手市長 佐藤 有美

乙 3 9 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

東郷町公共下水道管理者

東郷町長 石橋 直季

乙 4 0 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

豊山町公共下水道管理者

豊山町長 服部 正樹

乙 4 1 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地

大口町公共下水道管理者

大口町長 鈴木 雅博

乙 4 2 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

扶桑町公共下水道管理者

扶桑町長 鯖瀬 武

乙 4 3 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1

大治町公共下水道管理者

大治町長 鈴木 康友

乙 4 4 愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目 225 番地

蟹江町水道事業

蟹江町長 横江 淳一

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹江町公共下水道管理者

蟹江町長 横江 淳一

乙 4 5 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

阿久比町水道事業

阿久比町長 田中 清高

阿久比町下水道事業

阿久比町長 田中 清高

乙 4 6 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

東浦町水道事業

- | | | |
|-----|--------------------------------------|-------|
| | 東浦町長 | 日高 輝夫 |
| | 東浦町下水道事業 | |
| | 東浦町長 | 日高 輝夫 |
| 乙47 | 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町水道事業 | |
| | 南知多町長 | 石黒 和彦 |
| 乙48 | 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美浜町水道事業 | |
| | 美浜町長 | 八谷 充則 |
| 乙49 | 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
武豊町水道事業 | |
| | 武豊町長 | 鳥羽 悠史 |
| | 武豊町下水道事業 | |
| | 武豊町長 | 鳥羽 悠史 |
| 乙50 | 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町水道事業 | |
| | 幸田町長 | 成瀬 敦 |
| | 幸田町下水道事業 | |
| | 幸田町長 | 成瀬 敦 |
| 乙51 | 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
設楽町長 | 土屋 浩 |
| 乙52 | 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町簡易水道管理者 | |
| | 東栄町長 | 村上 孝治 |
| | 東栄町公共下水道管理者 | |
| | 東栄町長 | 村上 孝治 |
| 乙53 | 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地
豊根村簡易水道事業 | |
| | 豊根村長 | 伊藤 浩亘 |
| 乙54 | 愛知県愛西市西條町大池180番地
海部南部水道企業団 | |
| | 企業長 | 加藤 光彦 |
| 乙55 | 愛知県北名古屋市薬師寺山浦1番地1
北名古屋水道企業団 | |

企業長 服部 正樹

乙56 愛知県丹羽郡大口町河北二丁目23番地
丹羽広域事務組合
管理者 鈴木 雅博

乙57 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地
愛知中部水道企業団
企業長 佐藤 有美

丙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長 庄村 昌明 印

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局上下水道課経由)

水道事業者名または下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

上下水道技術支援協力要請書

「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

--

2 支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

--

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者

所 属： 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

6 その他

--

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局上下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

上下水道技術支援協力要請書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先 (電話)

担 当 :
電 話 :
F A X :
E-mail :

水道事業者名または下水道管理者名
(愛知県建設局上下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先(電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属： 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

様式第4

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局上下水道課経由)

下水道管理者名
水道事業管理者名
(協定書の番号 乙〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備 考

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局上下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備考

担 当 :
電 話 :
F A X :
E-mail :

災害時における資機材の貸借に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社レント名古屋東営業所（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）の貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に貸借するために必要な事項を定めることを目的とする。

（借用の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な借用の要請をすることができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に貸与するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表で掲げる資機材
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者が当該場所において資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が貸与した資機材の費用及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における貸借及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、甲乙協議して行うものとする。

（情報交換及び連絡体制）

第9条 甲と乙は、平常時から資機材の貸借等についての情報交換を行うとともに連絡体制を整

備し、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き3年間、自動的に有効期間を延長し、その後も同様とする。

(協定の変更)

第12条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

(協定の解除)

第13条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解約することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和7年10月2日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 愛知県尾張旭市桜ヶ丘町一丁目2番地
株式会社レント 名古屋東営業所
所長 浅野 啓太

別表（第3条関係）

○スーパーハウス（1.0～4.5坪）	○クールミスト
○コンテナ倉庫	○スポットクーラー
○発電機（2～3kVA）	○移動式エアコン（12HP・25HP）
○発電機（13～90kVA）	○ジェットヒーター
○発電機（100～400kVA）	○ブライトヒーター
○パソコン用発電機（0.9～2.8kVA）	○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター）
○超低騒音発電機（25～60kVA）	○無線機
○三電源仕様発電機（25～60kVA）	○ダンプ（軽・2t・4t）
○電工ドラム	○トラック（軽・2t・4t）
○エンジンコンプレッサー（25～100HP）	○トラッククレーン付（2t・4t）
○水中ポンプ普通揚程（2～8吋）	○ウイングトラック（3t・4t）
○投光機（2灯式・4灯式）	○散水車（2t・4t）
○バルーン投光機（400W・1000W）	○ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2 m ³ ）
○簡易水洗トイレ	○バックホー後方小旋回（0.25～0.7 m ³ ）
○シャワーユニット	○スタンドファン
○ポリローリタンク（500～2000L）	○製氷機
○車載用仮設トイレカー	○ウォータークーラー
○自走式仮設水洗トイレカー	
○フォークリフト（0.9t～5t・7t～23t）	

別紙（第4条関係）

第 号
年 月 日

株式会社レント 御中

尾張旭市長

災害時における資機材の賃貸借に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入(設置)場所	備考

市担当者
連絡先

災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と中部精機株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機による情報収集等（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が乙に対し、迅速な情報収集の協力を要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し、出動を要請するものとする。この場合において、無人航空機の出動台数は、災害種別、規模、情報収集範囲等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請の内容）

第3条 前条に規定する要請の内容は、次のとおりとする。

- (1) 無人航空機を活用した映像・画像の情報の収集
- (2) 無人航空機を活用した被災者の捜索・救助
- (3) 無人航空機を活用した災害現場の地図作成支援
- (4) 無人航空機の赤外線カメラを活用した被災者の捜索・救助
- (5) 無人航空機を活用した支援物資の輸送

2 その他災害時等において必要な協力要請は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対し、第2条の要請を行う場合は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、情報収集を完了したときは、報告書（第2号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が情報収集に要した経費（操縦者費用等）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償等）

第7条 甲の要請により情報収集に使用した無人航空機に損害が生じた場合は、当該損害が操縦者以外の者の行為であって、当該操縦者以外の者から損害賠償を受けることができる場合又は操縦者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲はその賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、無人航空機について賠償責任保険に加入するものとする。

（航空法等における許可等）

第8条 乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする。

2 航空法等関係法令の許可・承認の申請手続き等については、乙が行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から情報収集体制について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時等に備えるものとする。

(訓練への参加)

第10条 甲は乙に対し、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練等への参加を要請することができるものとする。

2 前項の訓練等に参加する場合に要する経費は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲と乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第13条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月14日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 愛知県春日井市気噴町3丁目5番地1
中部精機株式会社 執行役員
新規事業推進室長 一ノ瀬 英昭

中部精機株式会社 様

尾張旭市長

要請書

災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定第4条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 FAX番号
要請日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

尾張旭市長 様

中部精機株式会社

報告書

災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定第5条の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 FAX番号
要請された日時	年 月 日 時 分
実施内容	
従事者氏名	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害時に被害状況をはじめボランティア活動を行うために必要な情報や、被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置等）

第3条 甲は、災害時に乙と協議の上、センターを設置する必要があると判断した時は、速やかにセンターを設置し、乙に運営を要請するものとする。

2 甲が乙に対し、前項の要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、センターの設置の際に必要な机、いす及び電話等の資機材を確保し、乙が運営できる体制を整備するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、尾張旭市リサイクルひろばクルクル又は市役所南側駐車場屋根付スペースとする。ただし、甲は、当該施設が被災等により設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じてNPOやボランティア関係団体等と協力して行うものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターを円滑に運営することが困難であると認める時は、甲に対し必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が設置する災害対策本部との連携による被災状況の把握・提供
- (2) 災害ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集・受付・調整・派遣支援・移動支援
- (4) 災害ボランティア活動等の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談・問い合わせへの対応
- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・貸出・管理

(7) 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等

(8) その他、センターの運営に必要な業務

(資機材の確保)

第8条 甲及び乙は、災害ボランティアの活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(ボランティア活動保険への加入)

第9条 乙は、災害ボランティア活動中の事故に備え、活動開始時に、活動者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア活動保険の加入料については、原則ボランティアの自己負担とする。

(経費の負担)

第10条 センターの運営に係る人件費、応援職員旅費等、センターの運営のために必要な経費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

(センターの閉鎖時期)

第11条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、実施結果を取りまとめ、速やかに報告するものとする。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して必要な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議、連携し、NPOやボランティア関係団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第15条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第16条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(その他)

第17条 平成18年3月28日締結の「災害時におけるボランティア受け入れ活動に関する協定書」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月10日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 愛知県尾張旭市新居町明才切57番地
社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会

代表者 会長 秋田 誠

応急仮設住宅建設予定地の見直し検討

令和7年12月 都市計画課建築住宅係

1. 予定地見直しの背景

・令和6年(2024年)9月に石川県の能登地方で記録的な豪雨が襲い、地震に伴い建設されている応急仮設住宅が床上浸水となる二次被害が発生しました。

・本市の地域防災計画上の応急仮設住宅建設予定地を確認したところ、12箇所のうち、6箇所が浸水想定区域に含まれることが判明しました。

・仮設住宅への浸水被害は、衛生環境悪化による感染症や、再避難による精神的ストレス増大、生活再建の長期化も懸念されることから、建設予定地の見直しを進めることとします。



豪雨により被災した応急仮設住宅(石川県)

※応急仮設住宅とは、大規模災害で住む家を失った被災者に対し、国が災害救助法に基づいて都道府県を通して提供する一時的な住居。被災者が自力で住居を確保できない場合に提供されるもの。

2. 予定地選定基準

・応急仮設住宅の選定基準は、愛知県建築局「応急仮設住宅建設・管理マニュアル(令和5年度版)」の中の「応急仮設住宅建設候補地調査要領」に定められています。

【応急仮設住宅建設候補地調査要領】(主な内容)

- ・原則として、有効敷地面積が1,000㎡程度以上かつ10戸程度(駐車場1台/戸含む)以上建設可能な土地であること。
- ・公有地等で原則無償借地が可能な土地であること。
- ・候補地までのトラック(4t車以上)輸送が可能な道路があり、建設予定部分への進入又は資材の搬入が可能なこと。
- ・2年間程度継続して使用する期間中、特に支障が生じないこと。
- ・災害復旧用オープンスペースは災害廃棄物の集積予定地等としても使用される可能性があるため、応急仮設住宅の候補地として支障ないよう、担当部局と調整されていること。

3. 予定地選定方針

- ・「応急仮設住宅建設候補地調査要領」の基準を満たし、かつ「尾張旭市水害ハザードマップ」にて、「内水・洪水」の影響を受けない公園用地等とします。
- ・現計画の建設予定地として想定している181戸程度を確保することとします。

4. 検討結果

- ・浸水想定区域内に含まれる3公園の除外(△124戸)
- ・浸水想定区域内に含まれない2公園の配置計画の見直し(57戸→60戸)
- ・新たに3公園等の追加(+145戸)
- ・**5公園(計205戸)を優先的な応急仮設住宅建設予定地(案)とします。**

現計画の建設予定地	番号	名称	戸数	備考
	1	旭ヶ丘運動広場		浸水想定区域
	2	城山野球場		
	3	南グランド		
	4	晴丘運動広場		
	5	旭台第1号公園	25	
	6	東栄公園	28	浸水想定区域
	7	八反田公園	26	浸水想定区域
	8	前の上公園	32	
	9	本地ヶ原公園		浸水想定区域
	10	大塚公園	38	浸水想定区域
	11	市民プール広場		
	12	印場中央公園	32	浸水想定区域
計			181	

現計画の建設予定地	番号	名称	戸数	備考	
	1	旭ヶ丘運動広場		浸水想定区域	
	2	城山野球場			
	3	南グランド			
	4	晴丘運動広場			
	5	旭台第1号公園	19	見直し(△6)	
	6	東栄公園		除外	
	7	八反田公園		除外	
	8	前の上公園	41	見直し(+9)	
	9	本地ヶ原公園			
	10	大塚公園		除外	
	11	市民プール広場			
	12	印場中央公園			
	新規	13	東山公園	17	新規
		14	砂川公園	13	新規
15		維摩池芝生広場	115	新規	
計			205		

5. 今後の予定

- ・令和8年2月開催予定の防災会議に諮ります。
- ・防災会議にて支障なしとの意見であれば、新たな「**優先的な応急仮設住宅建設予定地**」として決定とします。

1 概要

令和6年能登半島地震において、ペットの飼い主が一般の避難者に気を遣い、避難所での避難を取りやめ、車中泊や倒壊の危険性のある自宅に避難する事例が見受けられました。

近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になりつつあることから、本市においては、飼い主が避難を躊躇することがないよう、二次的な避難所として総合体育館をペット同室避難所とする運用を開始します。

2 現在の総合体育館の使用用途について

使用用途	使用場所	内容
① 帰宅困難者一時滞在施設	アリーナ	尾張旭駅を中心に、帰宅困難者用の避難場所として必要に応じて開設
② 災害ボランティアセンター	総合体育館駐車場	災害ボランティアセンターを受入れるために設置（運営は尾張旭市社会福祉協議会に協力要請）
③ 地域内輸送拠点*	武道場及び卓球室	災害時、県からの供給物資を受け入れ、各避難所へ物資を搬送するために設置

※ 地域内輸送拠点はフォークリフトが使用可能な尾張東地方卸売市場、日立チャンネルソリューションズ(株)を優先的に使用予定

3 今後の総合体育館の使用用途について

使用用途	使用場所	内容
① 帰宅困難者一時滞在施設	卓球室、武道場、アリーナの一部	尾張旭駅を中心に、帰宅困難者用の避難場所として必要に応じて開設
② ペット同室避難所*	アリーナの一部	必要に応じて二次的に開設
③ 地域内輸送拠点	武道場及び卓球室	災害時、県からの供給物資を受け入れ、各避難所へ物資を搬送するために設置

※ 「災害ボランティアセンター」の開設場所は、尾張旭市社会福祉協議会と協議し、尾張旭市リサイクルひろばクルクル又は市役所南側駐車場屋根付スペースに変更

4 使用方法の判断

使用の判断及び使用用途は、災害時の状況に応じて市災害対策本部で判断します。

5 今後のスケジュール

- 令和8年2月中旬：防災会議に付議（地域防災計画改定）
- 2月下旬：幹部会報告・地域防災計画の修正・県報告
- 3月1日：運用開始

6 地域防災計画の修正について

地域防災計画（付属資料）「4-21 指定避難所」について、次のとおり修正します。

3 総合体育館（帰宅困難者一時滞在施設）
南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に、帰宅困難者の発生状況に応じて、災害対策本部の判断により開設する。

施設名	所在地	アリーナ面積 (単位: m ²)	使用可能面積 (単位: m ²) ※1、2	収容人数 ※2	
				2 m ² /人 (単位: 人)	3 m ² /人 (単位: 人)
総合体育館	東大道町原田 2 5 7 8	1,320	930.00	465	310
合計				465	310
1～3 合計				6,221	4,145

※1 小中学校及び総合体育館の「使用可能面積」は、アリーナ及び柔剣道場面積のうち、避難所運営において必要となる通路等の面積を差し引いた面積。

※2 使用可能面積及び収容人数はあくまで目安であり、実際の使用可能面積及び収容人数は増減する可能性がある。

※3 公民館等の「使用想定面積」は、一定の生活環境の確保が可能な部屋等のみを使用することを想定して算出しており、調理室やトイレ、廊下等の面積を差し引いた面積。

【修正後】



3 総合体育館
南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被害等の発生状況に応じて、災害対策本部の判断により二次的に開設する。指定避難所としては、帰宅困難者一時滞在施設、ペット同室避難所として利用する。

施設名	所在地	総面積 (アリーナ、武道場、卓球室) (単位: m ²)	使用可能面積 (単位: m ²) ※3、4	収容人数 ※4		
				2 m ² /人 (単位: 人)	3 m ² /人 (単位: 人)	3.5 m ² /人 (単位: 人)
総合体育館	東大道町原田 2 5 7 8	2,112.5	1,462	731	487	418

※1 中学校の「使用可能面積」は、アリーナ及び柔剣道場等の避難所総面積のうち、避難所運営において必要となる通路等の面積を差し引いた面積。

※2 公民館等の「使用想定面積」は、一定の生活環境の確保が可能な部屋等のみを使用することを想定して算出しており、調理室やトイレ、廊下等の面積を差し引いた面積。

※3 総合体育館の使用可能面積は、アリーナ、武道場及び卓球室の避難所総面積のうち、避難所運営において必要となる通路等の面積を差し引いた面積。

※4 使用可能（想定）面積及び収容人数はあくまで目安であり、実際の使用可能面積及び収容人数は増減する可能性がある。

尾張旭市国土強靱化地域計画【概要版】

令和8（2026）年3月改定

1. 計画改定の趣旨

- 平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国は、平成26(2014)年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定し、令和5(2023)年7月に変更しました。
- 愛知県においても、平成27(2015)年8月に「愛知県地域強靱化計画」が策定され、令和7年3月に改定されました。
- 本市では、令和2(2020)年7月に「尾張旭市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定（令和6(2024)年4月一部改訂）し、今般計画の全面的な改定を行いました。この計画は、本市で大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための指針となるものです。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」です。本市においては、尾張旭市第六次総合計画を最上位計画とし、地域防災計画はもとより他の計画等における国土強靱化に係る事項の指針となるものです。
- なお、本計画は、基本法第14条に基づき、国の国土強靱化基本計画との調和を図るものとし、加えて、愛知県地域強靱化計画と調和・連携を図るものとし、

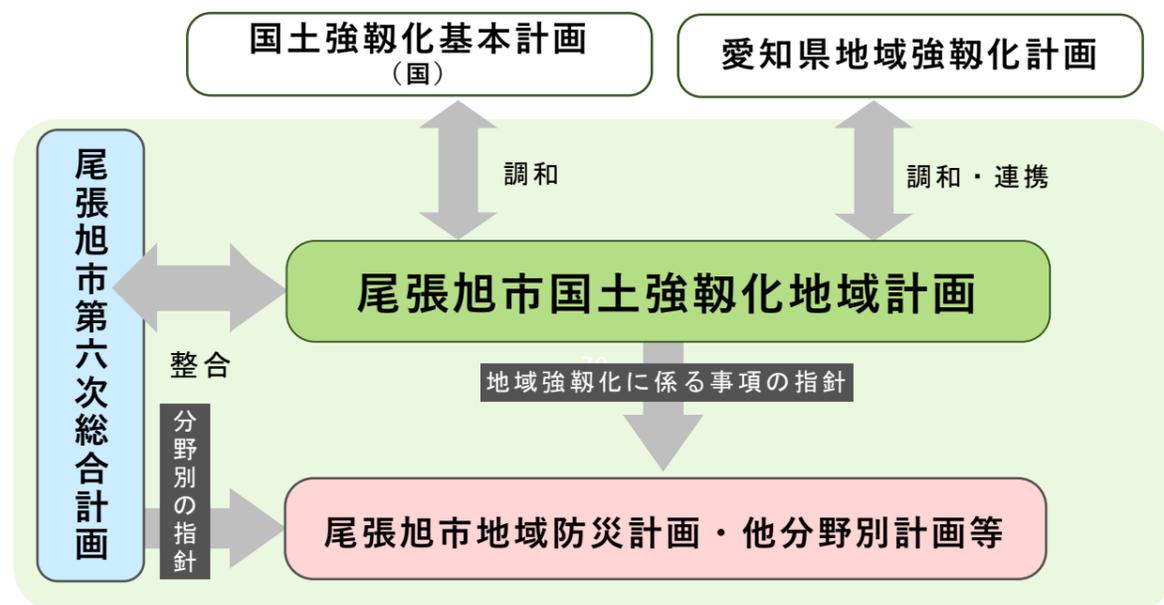


図1 尾張旭市国土強靱化地域計画の位置づけ

3. 計画の推進

- 施策の進捗状況や社会経済情勢の変化、国土強靱化基本計画の変更、愛知県地域強靱化計画の改定等を考慮し、推進すべき施策を中心に適宜適切に、本計画の改定等の見直しを行うものとし、

4. 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 本計画は、国土強靱化基本計画及び愛知県地域強靱化計画を踏まえ、以下4つの基本目標を設定しました。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

5. 尾張旭市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

5-1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 国や県の計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。（裏面参照）

5-2. 脆弱性評価結果

- 国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。また、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について見直しました。

- リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI）をできるかぎり選定しました。リスクシナリオごとに選定した重要業績指標は、別添「尾張旭市国土強靱化地域計画アクションプラン」及び「個別事業一覧表」にて進捗管理を行います。

5-3. 推進すべき施策の方針

- リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえ、推進すべき施策の方針（裏面参照）を具体的施策や重要業績指標とともに、見直しました。

6. 計画推進の方策

- 本市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

6-1. 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等と連携し、取組を進めます。

6-2. 計画の進捗管理

- 本計画で位置付けた施策の推進方針に対しては、進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、必要に応じて各分野の関係者による意見・助言を受け、取組のフォローアップを進めます。

7. 起きてはならない最悪の事態と施策体系（リスクを回避するための施策）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な施策の推進方針（抜粋）
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化等の促進 ・公共施設等の防災機能強化 ・継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・火災に強いまちづくり等の推進 ・感震ブレーカー等の普及 ・水道防災の推進
	1-3 突発的又は広域的な市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生	・浸水想定区域の周知・見直し ・学校施設の浸水対策の推進
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	・土砂災害対策の推進 ・ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等 ・山地災害、森林等の保全機能の低下への対応
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・地域の活動拠点施設の耐災害性の強化 ・避難行動要支援者の救助・救急活動 ・消防団等の充実強化の促進等
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	・医療施設の耐震化等の促進 ・医薬品等の供給確保 ・災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 ・要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生	・避難所における良好な生活環境の確保等 ・避難生活における要配慮者支援 ・被災者の健康管理 ・避難所の運営体制等の整備 ・避難所以外への避難者の対策の促進
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・応急用食料や生活必需品等の調達 ・上下水道施設の耐震化等の推進 ・燃料供給の確保 ・備蓄等の促進
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱	・帰宅困難者等の受入態勢の確保 ・災害時の道路情報提供体制の強化
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生	・衛生環境の確保等 ・避難所等における衛生環境の確保
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	・警察機能の確保と災害対応能力の強化 ・道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等 ・公共の安全等の秩序維持体制の整備
	3-2 行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	・業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等 ・情報発信体制の強化
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・民間企業における事業継続に資する取組の促進 ・個別企業、物流事業者、地域連携BCP策定の促進 ・強靱化に資する適切な民間活力の導入
	4-2 有害物質の大規模拡散・流出	・有害物質等の流出防止対策
	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・経済活動への影響	・食品産業事業者等の災害対策の強化 ・農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ・物流インフラ網の構築
	4-4 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・上水道、農業水利施設の耐震化等の推進 ・水資源の有効な利用等の普及・推進
	4-5 農地・森林等の被害に伴う被害の拡大・多面的機能の	・適切な森林の整備・保全 ・適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な施策の推進方針（抜粋）
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	低下	・野生鳥獣による食害対策等の推進
	5-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 ・道路被害情報共有の強化 ・外国人に対する的確な情報発信のための体制強化 ・避難の円滑化・迅速化
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止	・電力設備等の早期復旧体制整備の推進 ・停電時における電動車等の活用
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	・民間事業者との連携による燃料の確保 ・燃料輸送対策の推進
	5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止	・上下水道施設の耐震化等の推進 ・浄化槽の整備
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5-5 幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	・交通施設の防災対策の推進 ・輸送ルート体制の強化
	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	・事前復興、復興方針・体制づくりの推進
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	・復旧・復興を担う人材等の育成等 ・災害ボランティアの円滑な受入
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等 ・災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理 ・災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態	・被災建築物や被災地の危険度判定 ・家屋被害への対応の迅速化 ・生活再建の促進
	6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	・浸水等の被害軽減に資する対策の推進
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・文化財の耐震化等の推進 ・環境資産の喪失の防止
6-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による経済等への甚大な影響	・的確な情報発信のための体制強化	

指定対象施設一覧

要配慮者利用施設について

1 経緯

令和7年3月に愛知県より洪水浸水想定区域の見直しがなされ、これまでの矢田川のみ指定から、瀬戸川及び天神川を含めた洪水浸水想定区域が指定されました。

また、本市において令和7年2月に雨水出水浸水想定区域を新たに指定しました。

このことから、水防法第15条に基づき浸水想定区域（洪水・雨水出水）内の要配慮者利用施設を見直し、地域防災計画の修正を行う必要があります。

2 指定条件

市内にある要配慮者利用施設を対象に以下の条件に該当する社会福祉施設等を指定します。

- (1) 浸水想定区域（洪水・雨水出水）内に該当する施設
- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域内に該当する施設は、浸水深に関係なく対象
- (3) 病院等の施設については、入院施設及び人工透析を行っている施設を対象

3 現状の指定状況

矢田川洪水浸水想定区域内にあり、かつ指定条件に該当する要配慮者利用施設を指定しています。

- (1) 社会福祉施設
13件
- (2) 学校
3件

4 見直し後の指定状況

矢田川、瀬戸川及び天神川における洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内にあり、かつ指定条件に該当する要配慮者利用施設を指定します。

- (1) 社会福祉施設
64件
- (2) 学校
9件
- (3) 病院
1件

5 スケジュール

- 令和8年2月18日 防災会議に附議
- 令和8年3月 地域防災計画の修正
- // 対象施設へ指定通知及び避難確保計画の作成依頼

番号	関連施設名称	指定施設		
		雨水出水	洪水	指定済み
1	通所介護みどり	○	○	○
2	デイサービスセンターほっとすてーしょん	○	○	○
3	通所介護あおい	○	○	○
4	サンヴェール尾張旭	○	○	○
5	デイサービス 望	○	○	○
6	Coメデイカルフィットネス旭	○	○	○
7	プロビム尾張旭	○	○	○
8	あさひデイサービス	○	○	○
9	フルまあくす	○	○	○
10	アクティブらいふ	○	○	○
11	おかげ庵 尾張旭	○	○	○
12	介護付有料老人ホーム Beautiful Houseこたち	○	○	○
13	青い鳥	○	○	○
14	サポートハウス結	○	○	○
15	スローライフハウスkotoha	○	○	○
16	ハビネス尾張旭	○	○	○
17	悠楽（ゆうあい）	○	○	○
18	住宅型有料老人ホームつむぎ	○	○	○
19	グループホームさくらひまわり	○	○	○
20	グループホームそらいろ	○	○	○
21	あらかわ医院 通所リハビリテーション	○	○	○
22	医療法人和光会介護老人保健施設清風苑	○	○	○
23	くすの木	○	○	○
24	ひまわり	○	○	○
25	ほまれの家	○	○	○
26	就労継続支援事業所 多機能型 Bild (ビィド)	○	○	○
27	ブライトリーB	○	○	○
28	Leaf (リーフ) 1st	○	○	○
29	ソーシャルインクルーホーム尾張旭狩宿町	○	○	○
30	ソーシャルインクルーホーム尾張旭吉岡町	○	○	○
31	わかばヘルバーステーション	○	○	○
32	IPPO (イッポ)	○	○	○
33	多機能型事業所 楽いく	○	○	○
34	おこめ	○	○	○
35	こどもサポート教室「きらり」尾張旭校	○	○	○
36	くろーばー	○	○	○
37	こどもプラス尾張旭教室	○	○	○
38	藤池児童館	○	○	○
39	中部児童館	○	○	○
40	流川児童館	○	○	○
41	旭丘児童クラブ	○	○	○
42	本地ヶ原児童クラブ	○	○	○
43	流川児童クラブ	○	○	○
44	城山児童クラブ	○	○	○
45	三郷児童クラブ	○	○	○
46	旭児童クラブ	○	○	○
47	あさひ児童クラブ	○	○	○
48	ひまわり児童クラブ	○	○	○
49	ふぁんふぁん児童クラブ	○	○	○
50	ずいほう児童クラブ	○	○	○
51	東部保育園（支援センター併設）	○	○	○
52	中部保育園	○	○	○
53	藤池保育園（支援センター併設）	○	○	○
54	茅ヶ池保育園（支援センター併設）	○	○	○
55	川南保育園（支援センター併設）	○	○	○
56	西山保育園	○	○	○
57	柏井保育園	○	○	○
58	稲葉保育園	○	○	○
59	レイモンド庄中保育園（支援センター併設）	○	○	○
60	キラキラストー保育園	○	○	○
61	東春暁幼稚園	○	○	○
62	旭富士幼稚園	○	○	○
63	尾張旭市保健福祉センター	○	○	○
64	印場クリニック	○	○	○
65	旭小学校	○	○	○
66	流川小学校	○	○	○
67	本地原小学校	○	○	○
68	城山小学校	○	○	○
69	瑞鳳小学校	○	○	○
70	旭丘小学校	○	○	○
71	三郷小学校	○	○	○
72	旭中学校	○	○	○
73	西中学校	○	○	○
74	尾張旭市ビンボンパン教室	○	○	○
指定対象施設数		74	40	45